

# 船員労働統計予備調査 調査票記入要領

[一般船（漁船及び特殊船以外）に乗り組む船員についての調査]

1. この調査は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員の報酬、雇用等について、その実態を明らかにすることを目的として実施する「船員労働統計調査」の抜本的見直しに係る基礎資料を得ること及び最新の情報を得るために実施する、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査です。
2. 本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課せられており、秘密の保護に万全を期しているとともに、統計法第40条により本調査の目的以外に利用又は提供することはありませんので、ありのままを記入して下さい。
3. 調査票の提出については、令和元年8月末日までに必要事項をご記入の上、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室までご提出下さい。
4. この調査においてご不明点がございましたら、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室までお問い合わせ下さい。

## 記入要領

この調査は、「船員法に基づく船員」として船舶に乗り組む者が対象です。（具体的には「船員手帳」の発給を受けている者。）ただし、船員職業安定法（昭和23年法第130号）第6条に規定する派遣船員は除きます。

この調査は、6月の給与支払期日現在において行い、調査の対象期間は、6月の1ヶ月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1ヶ月間）です。ただし、「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」についてのみ、昨年平成30年（2018年）1月～12月の1年間です。

1. 「法人番号」欄は、法人番号（13桁）を記入して下さい。法人番号については、法人番号指定通知書又は国税庁のウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）で確認できます。法人番号が指定されていない場合は「法人番号なし」にチェックをつけて下さい。なお、複数隻（枚）を作成頂く場合には、いずれか1枚のみの記入でも構いません。
2. 「対象船舶の稼働日数」欄は、対象船舶が人の乗船又は貨物の船積み開始のときから下船又は陸揚げを終了したときまでの日数の合計を記入して下さい。人を乗船させるため又は貨物を船積みするため、空船により運航した日数も含まれます。また、1日は0時から24時までとし、24時間未満の稼働であっても1日として計算して下さい。
3. 「労務管理の属性」欄は、対象船舶に対し御社がどのような属性かについて、該当する番号全てに○をつけて下さい。⑤その他の場合には、（ ）内に具体的に記入して下さい。
4. 「航行区域」欄は、対象船舶が給料の支払期日前1ヶ月間に主として航行した区域の該当番号を○で囲んで下さい。
5. 「区分」欄における「部員」の（ ）内は、次表の具体的職種から、その該当する番号を記入して下さい。

1：甲板長	4：操機手又は機関員	7：旅客へのサービス業務を行う部員(売店員、ウェイトレス等)
2：甲板手又は甲板員	5：司ちゅう長	8：船舶技士
3：操機長	6：調司手又は調司員	9：その他

記入欄に書ききれない場合は、調査票を複数枚使用して記入して下さい。（調査票をコピーして頂くか、裏面に記載のある国土交通省ウェブサイトよりダウンロードして下さい。）

6. 「年齢」欄は、当該船員の6月1日時点の満年齢を記入して下さい。
7. 「性別」欄は、当該船員が男性の場合には「1」を、女性の場合には「2」を○で囲んで下さい。
8. （外航船調査票のみの設問）「外国人」欄は、当該船員が外国人の場合に「○」を記入して下さい。

9. 「**経験年数**」欄は、当該船員がはじめて船員になってから現在までの経験年数を記入して下さい。1年未満の端数は切り捨てることとし、経験年数が1年未満の場合は、0年と記入して下さい。
10. 「**勤続年数**」欄は、当該船員が貴事業社に勤務した年数を通算して記入して下さい。1年未満の端数は切り捨てることとし、勤続年数が1年未満の場合は、0年と記入して下さい。
11. 「**6月の月間総労働時間及び報酬について**」欄における「**月間総労働時間**」欄は、6月中における「**時間内労働時間**」、「**時間外労働時間**」及び「**補償休日労働時間**」の合計を記入して下さい。
12. 「**6月の月間総労働時間及び報酬について**」欄における「**報酬**」については、給与支払期日現在に対象船舶に乗り組んでいる者に対して、6月に支払われたすべての報酬（税金、船員保険等を差し引く前のもの）を記入して下さい。なお、過去の月の追給又は精算額が支給された場合は除外して下さい。また、円以外の通貨での支給額については、円に換算して記入して下さい。
- (1) 「**定期払いを要する報酬**」欄は、次に掲げるものを記入して下さい。
- (イ) 「**給料**」欄は、船員法第4条に規定する報酬、すなわち一定の金額により定期に支払う報酬のうち、基本となるべき固定給を記入して下さい。
- (ロ) 「**家族手当**」欄は、船員の給与により生計を維持する者を有する者に支払われる報酬の合計を記入して下さい。
- (ハ) 「**その他の手当**」欄は、船員法施行規則第40条第2号及び第3号に規定する報酬のうち、家族手当以外の恒常的に支払われる手当の合計を記入して下さい。  
(例：職務手当、乗船手当、船内住居手当、老齢船手当、危険品輸送慰労金 等)
- (2) 「**割増手当・夜間割増**」欄は、労働協約、就業規則等において定められた報酬のうち、所定労働時間を越えた労働時間又は補償休日における労働時間に対して支払われた割増手当及び夜間割増の合計を記入して下さい。
- (3) 「**航海日当**」欄は、労働協約、就業規則等において定められた報酬のうち、乗船中の乗組員に対して、職務、基本給、航海区域等によって支払われる旅費的性格のもの合計を記入して下さい。
- (4) 「**その他の手当**」欄は、労働協約、就業規則等において定められた報酬のうち、労働の実績に基づき臨時的に行う労働に対して支払われる手当、実費弁償として支払われる交通費及びその他これらに類するもの合計を記入して下さい。  
(例：執職手当、欠員手当、荷役手当、作業手当、通勤手当 等、算定の基礎となる期間が1ヶ月を越えない期間について支払われるもの)
13. 「**昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬**」欄は、「定期払いを要する報酬」、「割増手当・夜間割増」及び「航海日当」以外の報酬をご記入下さい。該当する報酬は、主として次に掲げるものをいいます。
- (1) 算定の基礎となる期間が1ヶ月を越える報酬（例：賞与、夏期手当、その他これに準ずる報酬）
- (2) 予期していない事由に基づき支払われる報酬（例：災害の場合の一時金 等）

○返信用封筒にてご提出頂く場合には、令和元年7月以降にご発送頂きますようお願いいたします。

○万が一配布された調査票の船舶を所有していない場合は、下記連絡先までご連絡頂くか、調査票にその旨をご記載頂き、ご提出頂きますようお願いいたします。

TEL:03-5253-8348 E-mail : hqt-senrouchousa@ml.mlit.go.jp FAX : 03-5253-1567

ご提出にあたっては郵送・FAXのほか、電子メールもご利用頂けます。送付させて頂いた紙調査票を用いず、Excel版調査票(※)をご利用頂くことで、パソコンで作成頂くこともできますので、ご活用頂ければ幸いです。  
※ Excel版調査票は、国土交通省のウェブサイト「[トップページ](http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrouyobi.html)>オープンデータ>統計資料>交通関係統計資料>船員労働統計調査>船員労働統計予備調査 (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrouyobi.html>)」よりダウンロード頂き、ご利用下さい。

【電子メールでの送付先】国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室 交通統計第三係 あて  
E-mail : hqt-senrouchousa@ml.mlit.go.jp